

消防情第103号
平成22年6月1日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁防災情報室長
(公印省略)

消防救急無線のデジタル方式への移行過程における広域応援時の
通信手段確保に関する対応策について（通知）

現在、主に運用されているアナログ方式（150MHz 帯）の消防救急無線（以下「消防救急アナログ無線」という。）については、平成28年5月31日までに、デジタル方式（260MHz 帯）の消防救急無線（以下「消防救急デジタル無線」という。）に移行する必要があります。

消防救急デジタル無線は、平成28年5月31日までの間で、既存設備の更改時期等を踏まえた最適な時期に整備することとされているため、各消防本部で整備時期が異なります。このため、全消防本部の消防救急アナログ無線がデジタル方式に移行するまでの間（以下「デジタル方式への移行過程」という。）、全国において、消防救急アナログ無線を運用する消防本部（以下「アナログ本部」という。）と消防救急デジタル無線を運用する消防本部（以下「デジタル本部」という。）が混在します。

アナログ方式とデジタル方式は（使用する周波数帯に関わらず）通信方式が一致せず通信が不可能であることから、アナログ本部とデジタル本部は通信不可能です。このため、デジタル方式への移行過程においては、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に規定する市町村の消防の相互応援及び同法第44条に規定する消防の応援等（以下「広域応援」という。）時に、応援隊（緊急消防援助隊にあっては都道府県隊。以下同じ。）を構成する消防本部（以下「応援隊本部」という。）（移動局）と被災地を管轄する消防本部（以下「被災地本部」という。）（基地局及び移動局）との間及び応援隊本部同士の間（移動局間）で、無線運用に支障を来すおそれがあります。

このため、デジタル方式への移行過程における広域応援時に、応援隊本部と被災地本部間及び応援隊本部同士の間で連絡を適切に行うには、アナログ本部とデジタル本部の通信方式を一致させるため、一定の対応策が必要です。

今般、消防庁において「消防救急無線のデジタル方式への移行過程における広域応援時の通信手段確保に関する検討会」（座長：小菅 敏夫（電気通信大学名誉教授、デジタルハリウッド大学教授））を開催し、関係者等のご意見等を踏まえ、対応策（いつからいつまでの間、誰が、具体的にどの設備を対象に、どのような対応策を実施すべきか等）について検討を行いました。その検討結果を踏まえ、今般、下記のとおり対応策を策定し、通知しますので、当該対応策の実施をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、下記の対応策を踏まえていただくとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます（注1）。

記

1 平成 24 年度末までの間における対応策

（1）応援隊本部と被災地本部間

① 無線運用に関する対応策

消防救急無線の共通波（アナログ方式にあつては全国共通波及び県内共通波、デジタル方式にあつては統制波及び主運用波）を運用する場合の通信方式は、別途、通信当事者間の合意が存する場合を除き、原則としてアナログ方式とする。

なお、応援隊本部と被災地本部間の通信方式を一致させるまでもなく、運用面の対応策（被災地本部が応援隊へ無線機を所持する連絡員の派遣を行った場合は、当該連絡員を経由して連絡を行う等）を実施しても差し支えない。また、消防救急無線以外の様々な通信手段等（衛星携帯電話、接続アダプタ等）による補完等を行っても差し支えない。

② 無線設備の維持・整備・貸借等に関する対応策

上記（1）①の無線運用に関する対応策を実施可能とするため、各消防本部は、原則として以下のア及びイの無線設備又はこれらと同等の無線設備を維持・整備・貸借等する。

ア 受援時のための対応策

各消防本部は、受援時に運用するアナログ基地局（注2）、指揮者に係るアナログ携帯機を維持・貸借等する。なお、アナログ基地局をアナログ簡易型基地局又はアナログ車載機により代替する消防本部は、広域応援活動が円滑に行われるようにするため、その旨を都道府県及び消防庁を経由して全都道府県及び全消防本部に周知する。

イ 応援時のための対応策

応援隊本部は、応援隊長（緊急消防援助隊にあつては都道府県隊長。以下同じ。）に係るアナログ車載機^(注3)を維持・貸借等する。

(2) 応援隊内部

① 無線運用に関する対応策

応援隊内部の通信方式は、各応援隊において定める。

② 無線設備の維持・整備・貸借等に関する対応策

上記(2)①の無線運用に関する対応策を実施するため、応援隊本部は、上記(2)①に必要な無線設備を維持・整備・貸借等する（例えば、応援隊長から応援隊内部への同報性の確保、応援隊本部のアナログ無線機及びデジタル無線機等の保有状況を踏まえ、隊長等に係るアナログ携帯機^(注4)を維持・貸借等することが考えられる。）

2 平成25年度から平成28年5月31日までの間における対応策

平成25年度から平成28年5月31日のデジタル方式への完全移行までの間における対応策は、平成23年度末を目途に消防庁において全消防本部におけるデジタル方式への移行スケジュール等を改めて調査し、必要に応じ関係者による検討を行った上で、応援隊本部と被災地本部間の対応策（平成25年度以降もアナログ方式を継続するか、平成25年度から平成28年5月31日までの間のある時点において被災地本部の通信方式（被災地本部がアナログ本部の場合はアナログ方式、被災地本部がデジタル本部の場合はデジタル方式）に切り替えるか）を平成24年度第1四半期中を目途に決定する。

なお、上述の調査結果又は遅くとも平成25年度末までの再調査結果によっては、広域応援時の通信手段確保の円滑化、全国の消防本部等における費用負担低減の観点から、必要に応じアナログ本部に対して、平成28年5月31日までの一定の時点までに、デジタル簡易型基地局^(注2)、指揮者に係るデジタル携帯機、応援隊長に係るデジタル車載機^(注3)等の先行整備を求め、デジタル方式に先行的に移行することを検討する。

3 実施期間

上記1及び上記2の対応策は、平成22年6月1日から平成28年5月31日までの間において実施するものとする。

4 見直し

上記1及び上記2の対応策は、上記2の平成24年度第1四半期中を目途とする決定を踏まえ見直すほか、各消防本部における消防救急デジタル無線への移行状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

注1：「緊急消防援助隊運用要綱」（平成20年8月27日最終改正、消防庁第152号）第21条（通信連絡体制等）を前提として技術的な観点から助言を行うものです。

注2：卓上型固定移動局無線装置（送信出力5W程度）又はそれと同等の無線設備（半固定無線機、車載機、可搬機を含む。）及び常設又は仮設空中線を活用した基地局（以下「簡易型基地局」という。）により代替することが考えられる。なお、無線運用に支障がない範囲で、車載機を代替として使用すること（必要に応じ複数の車載機により中継する方法を含む。）も考えられるが、その設置場所や通信距離には十分に留意する必要がある。

注3：これと同等の無線設備として、可搬機、ADデュアル機が考えられる。また、無線運用に支障がない範囲で、携帯機（送信出力5W程度）及びマグネットアンテナ等の空中線を使用することも考えられるが、その空中線利得や通信距離に十分に留意する必要がある。

注4：応援隊長との距離が離れる場合は、車載機又はそれと同等の可搬機を使用することが考えられる。

以上

【連絡先】

総務省消防庁 防災情報室
渡辺補佐、安部係長、岡事務官
TEL：03-5253-7526
FAX：03-5253-7536
E-mail：fireradio@ml.soumu.go.jp